

新
新

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に
関する条例施行規則（抜粋）

本則

（資産等報告書等の訂正）

第10条 資産等報告書等を訂正しようとする場合には、知事は、訂正届を作成し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

対
照
表
旧

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に
関する条例施行規則（抜粋）

本則

（資産等報告書等の訂正）

第10条 資産等報告書等を訂正しようとする場合には、知事は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認め印を押すとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。